

大阪港の公害防止対策事業についての説明資料

1 大阪港の公害防止対策事業についてご説明します。

・大阪市では、大阪港において、ダイオキシン類の環境基準（人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準）を超えている区域のダイオキシン類対策に取り組んでいます。

環境基準超過の水底の土の規模等

- 面積：約56万m²、体積：約93万m³
- ダイオキシン類の濃度
平均濃度は環境基準の約3.5倍
最大濃度は環境基準の約48倍

除去などの対策に
約150億円必要

2 ダイオキシン類についてご説明します。

・ダイオキシン類とは、次の3つの物質の総称です。

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

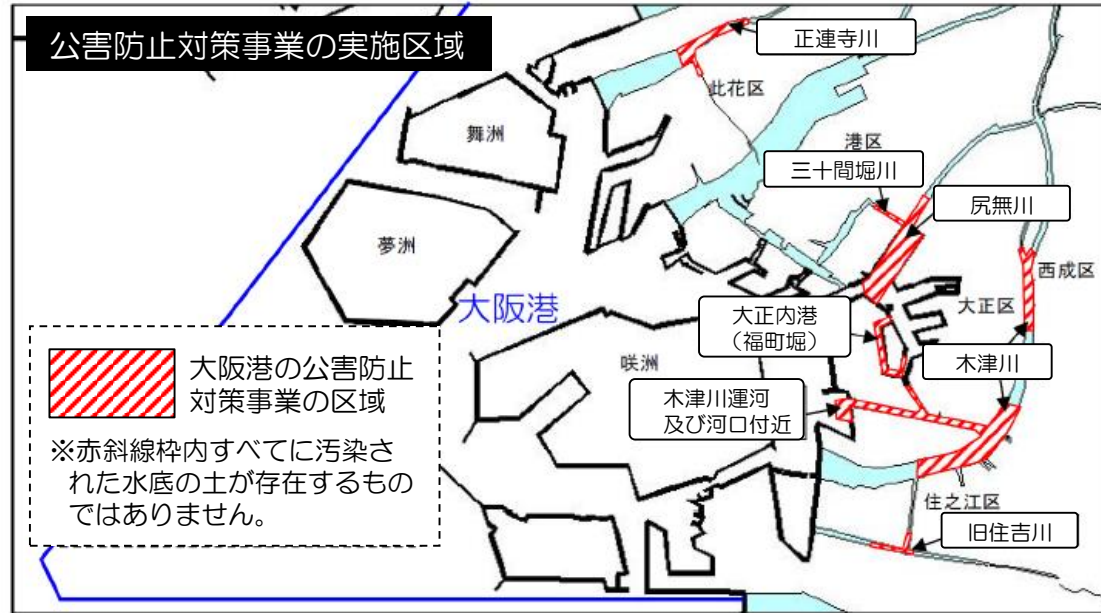
■ ダイオキシン類の発生源

・ごみ焼却時や、一部の農薬などに不純物として含まれていたものが環境中に蓄積している可能性があります。

■ ダイオキシン類の摂取経路

・食品などの摂取により人体に取り込まれ、極端に摂取すると、発ガンなど健康への影響を生じるおそれがあるといわれています。

公害防止対策事業の実施区域



大阪港は、一部水底の土が環境基準を超えているものの、水質の環境基準は守られているため、ただちに健康被害が生じる状況ではありませんが、安心・安全の向上を図るため、除去などの対策を実施しています。

3 大阪港の公害防止対策事業の効果についてご説明します。

【対策前（現状）】

水底の土における

- 環境基準達成割合
約39%
- ダイオキシン類の平均濃度
： 環境基準の約3.5倍

【対策を行わない場合：状況A】

● 汚染状態のままとなります。

【対策を行った場合：状況B】

- 環境基準達成割合
100%
- ダイオキシン類の平均濃度
環境基準の2分の1以下

【事業の効果】

